

事務連絡
令和6年9月13日

各 都道府県・市町村・特別区 母子保健主管部（局）御中
各 都道府県衛生主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課
こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省医政局地域医療計画課

入院中のこどものきょうだいに対する支援について
(周知依頼)

平素より、母子保健行政及び小児医療体制の整備に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

入院中のこどもへの家族の付添い・面会については、昨年度、こども家庭庁の調査研究事業において実態把握を行うとともに、医療機関が行っている付添いを行う保護者の睡眠環境・食事環境等の改善に関する取組についての事例集を作成し、周知を行ったところです。

入院しているこどもに保護者が付添う場合、入院中のこどものきょうだいの養育環境が安定せず、育児や養育、家事等の支援が一時的に必要となるようなケースも想定されますが、このような家庭に対しては、従前から、子育て短期支援事業をご活用いただけたところですが、子育て世帯訪問支援事業を活用することも考えられるため、改めて周知いたします。

各都道府県及び市区町村におかれましては、下記の内容についてご了知の上、入院中のこどものきょうだいに対する支援に取り組んでいただくとともに、入院の付添いを行う保護者が支援を受けられるよう、貴管下医療機関に対し本事業を周知いただきますようご協力お願い致します。

記

(子育て世帯訪問支援事業に関するFAQ【初版】5頁等より抜粋)

1. 子育て世帯訪問支援事業について

子育て世帯訪問支援事業とは、訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

2. 入院しているこどもに保護者が付添う場合の子育て世帯訪問支援事業の活用について

入院しているこどもに保護者が付き添う場合には、入院中のこどものきょうだいの養育環境が安定せず、育児や養育、家事等の支援が一時的に必要となるケースも想定されることから、市区町村において、当該家庭が、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる場合や、事業の目的に鑑みて市町村が本事業による支援が必要と認める者に当たると判断した場合には、当該家庭に対して本事業による支援を行うことは差し支えありません。

(参考)

○ 子育て世帯訪問支援事業について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-homon>

○ 子育て世帯訪問支援事業に関するFAQ【初版】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/91f57176-a420-4d1d-8973-1828437e0aa8/aab51ad3/20240904_policies_kosodateshien_jido-homon_05.pdf

○ 子育て短期支援事業について

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jido-short>

○ 令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業

入院中のこどもへの家族等の付添いに関する病院実態調査及び
入院中のこどもへの付添い等に関する医療機関の取組充実のための事例集
(株式会社野村総合研究所)

https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2024/mcs/social_security/0410_8

(照会先)

【入院付き添いについて】

こども家庭庁成育局母子保健課予算係

TEL : 03-6862-0402

E-mail : boshihoken.yosan@cfa.go.jp

【子育て世帯訪問支援事業について】

【子育て短期支援事業について】

こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係

TEL : 03-6861-0224

E-mail : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp